

社会福祉施設の労働災害の安全衛生対策について（説明文）

◇ 3ページ

今回の集団指導につきましてはオンラインでの資料配布となったため、リーフレットを配布させていただき、この資料で簡単に説明させていただきます。

労働基準監督署からは、職場の安全衛生について、法改正中心にご説明させていただきます。

介護業種に関し、安全衛生に関しての大きな法改正をあげると、新たな熱中症対策が始まっています。その他、個人事業者等の規制、電子申請、化学物質規制が始まっており、これらの改正への対応が必要となっています。また、今後、高齢者の対策、メンタルヘルス対策等、労働安全衛生法の改正が多数予定されています。

◇ 2ページ

- 労働災害の発生状況
- 全国安全週間
- 墜落防止強調月間
- 労働安全衛生法改正
- 各種助成金

の順に説明していきます。

◇ 3ページ

死傷者数で令和6年は135,718人、死亡者数で、746人となっています。

- 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となりました。
- 休業4日以上之死傷者数は、近年、増加傾向にあり、4年連続で増加しました。

◇ 4ページ

- 業種別の死亡者数は、製造業、建設業、林業で増加し、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他で減少しました。
- 業種別の休業4日以上之死傷者数は、陸上貨物運送事業、第三次産業、その他(林業等)で増加し、製造業、建設業で減少しました。
- 社会福祉施設では、0.5%減少しました。

◇ 5ページ

- 死亡者数では、激突され、崩壊・倒壊等で増加し、墜落・転落、交通事故(道路)で減少しました。
- 死傷者数は、転倒、動作の反動・無理な動作等で増加し、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等で減少しました。

◇ 6ページ

○死亡災害については、男性の占める割合が全体の9割超でとなっています。

- 千人率、度数率ともに減少傾向ですが、度数率は減少率が小さくなっています。

◇ 7ページ

- 死傷災害については、男性の占める割合は全体の6割程度です。女性の死傷者数の増加が、全体の労働災害の増加につながっています。
- 男性は、千人率は横ばいで度数率は上昇傾向となっています。女性は、千人率、度数率ともに上昇傾向となっています。

◇ 8ページ

死傷者数 267 人で3年連続で増加しています。平成 27 年を最小とし、増加に転じています。令和6年は、平成 27 年の 1.36 倍となっています。

◇ 9ページ

伊勢労働基準監督署管内では、第3次産業の占める割合がとても多く、ここ 10 年で右肩上がり増加しています。

この影響で、近年労働災害の増加に歯止めがかからない状況です。

◇ 10 ページ

令和6年は、大きく増加しました。4.6 ポイントアップとなっています。

◇ 11 ページ

転倒災害が多く発生しています。次いで、墜落・転落災害、動作の反動・無理な動作、挟まれ巻き込まれの順となっています。

◇ 12 ページ

動作の反動・無理な動作によるものが、多くを占めています。次いで転倒、墜落・転落災害となっています。このため、こういった災害での対策が重点となっています。

◇ 19 ページ

墜落防止強調月間として、県内一斉に取組みを強化しています。墜落は死亡に直結します。

事業場では、脚立や梯子を利用するケースが多いため、本チェックリストを利用して、安全確保し、作業を行いましょう。

◇ 21 ページ

漫然と活動していても、停滞してしまうことがあります。

本トライアルに参加して、安全衛生意識の高揚を図りましょう。

◇ 28 ページ

死亡災害が3年連続で30人以上となりました。様々な状況での発生ではありますが、発症後に適切な対応をしていれば助けられた命であったと考えられます。そのため、法律改正が行われ、死亡に至らせないための適切な対策の実施をしなければならないこととなりました。

下記の事項を適切に実施して、熱中症による死亡災害を撲滅しましょう。

◇ 29 ページ

社会福祉施設ではあまり関係ないと思いますが、ボイラー等を設置している場合は、関係が出てきますのでよろしくお願いします。

また、火災等の事故発生時に、委託や請負等の関係作業者の保護措置を義務付けしています。

◇ 30 ページ

トラックの改正は、介護施設には関係ないと思われますが、一部、お願い事項として、施設敷地内での荷物を積み下ろしする決まった業者等がありましたら、ヘルメットの着用や、テールゲートリフターを使用する際の資格等周知にご協力をお願いします。

トラック等を使用する場合は、墜落転落防止のためにチェックリストを活用しましょう。

◇ 31 ページ

騒音は、植栽の伐採や、草刈等の作業が該当しますので、ご確認ください。

化学物質は、強化されていますので、洗剤やアルコール、次亜塩素酸ナトリウム等が該当します。

ボトルなどの表示を確認し、化学物質のリスクアセスメントを実施してください。まだ、取り組みをしていないところは必ず実施してください

◇ 32 ページ

労働安全衛生法が多く改正されました。ただし、施行時期が、下記のとおり順次となっています。

ストレスチェックや、高年齢労働者の労働災害防止等、幅広い事業場に影響があるものとなっています。

順次、伊勢労働基準監督署のホームページ等でも情報を発信していきますので、ご確認をお願いします。

◇ 33 ページ

補助金のご案内です。

特に、社会福祉施設での利用が可能であるものは、エイジフレンドリー補助金になります。

運動指導や、腰痛予防対策など、必要な活動を行うための助成金となっています。是非活用して健康で安全な職場環境づくりを行いましょう。